

**貨物概要**

豚の肩肉を 1 片 4 ~ 5 g にミンチし、塩、こしょう（こしょうそのものの含有量 0.35%（こしょう中に含まれるピペリンの含有率が 5%のもの））で調味したもの。官能検査において適度の味覚を有するもの。

**分類**

関税率表第 1602.42 号 - 2（統計番号 1602.42-090）の豚肩肉調製品

**分類理由**

国内分類例規第 2 類「1. 肉類の調製品の分類基準について」の規定により、こしょうそのものの含有量が 0.3% を超えていること、かつ、官能検査により適度の味覚を有することから、第 16 類に分類され、1 個の重量が 10 グラム未満の豚の肩肉の調製品であることから、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）